

あさピーサポーターズ協力店登録実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の事業所又はその他の団体（以下「事業所等」という。）が、あさピー及びあさピーサポーターズの会員（以下「会員」という。）を応援することにより、あさピーの情報を広く発信し愛着や認知度の向上を図るため、あさピーサポーターズ協力店（以下「協力店」という。）の募集及び登録に関して必要な事項を定める。

(登録の要件)

第2条 協力店は、次の各号のすべてに該当する事業所等とする。

- (1) 自らの責任において、会員に各種サービスや割引等（以下「サービス等」という。）の提供を行うなど、様々な支援で会員を応援すること。
- (2) 公序良俗に反しない又はそのおそれがないこと。
- (3) 宗教活動又は政治活動に関係していないこと。
- (4) 旭市暴力団排除条例（平成24年旭市条例第2号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は同条例第9条に規定する暴力団密接関係者がその経営に実質的に関与し、又は運営に協力しているものでないこと。

(登録の手続き)

第3条 協力店の登録を受けようとする事業所等は、あさピーサポーターズ協力店登録申請書（第1号様式）に必要な事項を記入の上、あさピーサポーターズ事務局（以下「事務局」という。）へ提出するものとする。

- 2 事務局は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査の上、協力店として登録する。ただし、事務局は、審査の結果、協力店として登録が適当でないと認めるときは、登録はしないものとする。

(表示証等の交付)

第4条 事務局は、協力店の登録を行ったときは、あさピーサポーターズ協力店表示証等（以下「表示証等」という。）を事業所等に交付するものとする。また、あさピーのイラストデータを必要に応じて提供するものとする。

- 2 協力店は、交付された表示証等を事業所等の会員の目に付きやすい場所に掲示することができる。
- 3 協力店は、事業所等のパンフレット、チラシ、ポスター、ホームページ等に協力店である旨の表示をすることができる。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、あさピーサポーターズが解散する日、第6条の規定により登録廃止の届出をした日又は第7条の規定により登録を取り消された日までとする。

(登録の変更、廃止)

第6条 協力店は、その登録を変更又は廃止しようとするときは、あさピーサポーターズ協力店登録変更・廃止届出書（第2号様式）により、事務局へ届け出るものとする。

2 協力店は、前項の規定により廃止の届出をしたときは、速やかに表示証等を事務局へ返還しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 事務局は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により登録したとき。

(3) その他協力店として適当でないと事務局が認めたとき。

2 事務局は、前項の規定により登録を取り消したときは、あさピーサポーターズ協力店登録取消通知書(第3号様式)により、協力店に通知するものとする。

3 協力店は、前項の通知を受けたときは、速やかに表示証等を事務局へ返還しなければならない。

(情報発信)

第8条 事務局は、協力店の名称等について、市のホームページ等により周知するものとする。

2 前項の規定による周知は、協力店の取扱商品等の販売促進、顧客斡旋、集客効果等を目的に行うものではなく、協力店を紹介するために行うものとする。

(留意事項)

第9条 協力店は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 第4条の規定により交付された表示証等の複製又は第三者への譲渡若しくは貸与等をしないこと。

(2) サービス等の内容が協力店に適用される法令等に適合するかを自らの責任と費用により調査すること。

(3) 事務局は、協力店と会員との取引等には関与しないものとし、協力店に何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合においても、これを賠償又は補償しないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、協力店と会員その他第三者との間で問題が生じた場合は、事務局の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、事務局は一切の責任を負わないこと。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に際し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年8月15日から施行する。